

平成 29 年 3 月 2 日総務文教委員会 議事録

13 時 00 分 開会

○山崎委員長 それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

開会に当たりまして市長に御挨拶を伺います。

市長。

○入山市長 総務文教委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○山崎委員長 それでは議事に入りたいと思います。

日程第 1、議案第 12 号大竹市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についてを議題といたしたいと思います。

本件につきましては本会議場で提案説明がございましたが、補足説明がありましたらどうぞ。

総務部長。

○政岡総務部長 特にございませぬ。よろしくお願ひします。

○山崎委員長 ありがとうございます。補足説明がないようでございますので、これより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手をしてお願いいたします。

寺岡委員。

○寺岡委員 議案第 12 号につきましてこのたびの条例改正をされる時、大竹の場合は市政のあらましを拝見すると、耕地面積が 143 ヘクタールですか、これでは法律によると 200 ヘクタール以下の場合には設置しなくてもよいと、そういった表現だったかというふうに思ひます。

実際に設置してないのが全国で 36 市区町村あるというのを調べたんですけども、大竹は大竹なりの事情があつて農業委員会を継続設置しているのかなというふうに思ひますが、このたび条例改正される時に、そういった農業委員会の設置について何か御検討はされましたでしょうか。

○山崎委員長 中川産業振興課長。

○中川産業振興課長併任農業委員会事務局長 失礼いたします。条例改正の時に、実情といたしまして大竹市は 200 ヘクタールございませぬ。これは以前から農業委員会の必要性については内部では検討しているところではございませぬ。ただ沿岸部とは違ひまして中山間地域のほうは圃場整備もし、かなりの整地された農地を集団で持っていていらっしゃいます。そういうことからこういう農地を守っていくということで農業委員会のほうは必要ではないかというふうに考へて現在に至つております。以上です。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 今課長がおっしゃつたように、日本なり大竹なりの農家・農地・農業を守る組織であるかなというふうに思ひております。一方でその活動の実態というのがなかなか華やかなものではなく肅々と仕事をしておられる組織だというふうに思ひますよね。そういった意味でこの組織のことが一般の市民の皆さんにはなかなか認知しづらひというところ

ろもあるかなというふうに思います。別に派手に宣伝してくださいとかいうわけじゃないんですけども、そういった農業委員の皆さん方の活躍について、もう少し何か場面があれば御紹介するというのもいいのかなというふうに思います。

ちょっと返ってですね、農業委員会がこの大竹になくなった場合のデメリットを教えてくださいいただけますか。

○山崎委員長 中川産業振興課長。

○中川産業振興課長併任農業委員会事務局長 農業委員さんの日々の活動のほうについては係長のほうから御答弁させていただきたいと思います。

第2点目の農業委員会がなくなった場合のデメリットについてでございますが、どうしても行政だけでその辺事務を行うようになりますので、実際の農業に携わっている委員さんたちの御意見、それとか農業者との日々の接触とかというものが極端に少なくなってくるのではないかなというふうに思っております。実際委員さん11人いらっしゃいまして、それぞれ担当地区を分けて活動されていらっしゃいます。それを市の行政だけでやるということになりますと、数人でそれを全部賄うようになりますので、それは大変農業行政にとっては余りプラスではないのではないかなというふうに考えております。

○山崎委員長 農業委員会事務局主幹。

○住田農業委員会事務局主幹兼農地係長 農業委員さんの日々の活動についてなんですが、法令によって農地を農地以外のものにするとかいう場合の現地調査というものがあるんですが、申請者の方からそういう申請が出た場合、現地に行かれて調査し、適切なものかどうかという判断とともに、国のほうでは農地の集積ということで農地の集約化を方針に掲げるところではございますが、現場の実際に農業をやられとる市民の方からの相談を受けておられるような形で日々活動しておるような状況でございます。以上です。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。事務局初め産業振興課のほうでしっかり活動を支えていただければというふうに思います。終わります。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。

北地委員。

○北地委員 済みません。農業委員会は必要だということの中で今回法改正によりまして選挙制から市長の任命制になるということのようでございますけども、今度の組織というのが新たに農業に対して集約化、活性化するというような方向で法改正されたと思うんですけども、このたびの新たな組織といいますか、その中での定数ですね、農業委員の定数を9名にすると、推進委員を2名にするといった定数の根拠をお願いします。

それとその中に農水省のほうの中では中立的な立場の方を1人以上入れなさいというのがございますけども、中立的な立場の方というのはどういった方がはまるのでしょうか。

それと最適化推進委員ですけども、こういった方はどのような方がなられるのか、この3点をお教えいただけます。よろしく申し上げます。

○山崎委員長 中川産業振興課長。

○中川産業振興課長併任農業委員会事務局長 現在大竹市の農業委員さんの実際の定数、法

で定められている最大限の定数ですが、それは面積要件が1,300ヘクタール以下の市町村については27人というのがあります。現在大竹市農業委員さん11名なんですけど、今度の法改正によりまして農地利用最適化推進委員を委嘱する農業委員会については現存の農業委員、選挙による農業委員さん11名のうち8名ですが、それを2分の1に下さい、そして最適化推進委員さんをふやし下さいというのがあるんですけど、大竹市の場合、特例に該当しまして200ヘクタールない農業委員会、市町村については100ヘクタールにつき農地利用最適化推進委員を1名置くことができるということで、実際の農家台帳のほうは185ヘクタールありますんで、農地利用最適化推進委員さんは2名、そして農業委員さんのほうは現行の11名を下らないような形でいきたいと考えておりまして、9名ということにさせていただいております。よろしいでしょうか。

それと2点目の中立的な立場の農業委員さんですが、これは弁護士さんとか司法書士さんとかといったような方、大竹市の場合、弁護士さんもいらっしゃいますけれども、そういった弁護士さん司法書士さんを今想定しているところでございます。

農地利用最適化推進委員につきましては住田主幹のほうからお答えさせていただきます。

○山崎委員長 事務局主幹。

○住田農業委員会事務局主幹兼農地係長 最適化推進委員さんがどのような方になるかという御質問なんですけども、こちらのほうは今農地について、どんどん休耕する農地がふえてくるような状況が全国的にありまして、耕作を放棄するような土地がないような形にするために、あとは農地の集約について現場のほうで実際に農業をされとる方から相談を受けながら農地の維持についてどういう形で地域で活動して守っていくのがいいのかということが活動の主な内容となっております。以上でございます。

○山崎委員長 北地委員。

○北地委員 定数についてはまだ法的には余裕があるけども、現状に合わせたということのようですが、これをふやそうとかいう意思はなかったのか、その辺をもう一回お願いします。それと、あとは中立的な立場というのが法的なことがわかる方という理解でいいんですかね。弁護士とか司法書士というような御答弁だったと思うんですけども、法的な関連のわかる方というような発想なのかどうか。推進委員につきましてはわかりました。その2点お願いします。

○山崎委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長併任農業委員会事務局長 大竹市の農地の現状からいきますと、これくらいの人数が妥当ではないかというふうに考えております。ふやすということもあろうかとは思いますが、実際に農地がふえていくような状況でもございませぬし、今ある農地をいかにして守っていくかということに主眼を置いて、計11名の農業委員さんと最適化推進委員さんのほうでその辺をフォローしていただけるのではないかというふうに考えております。

弁護士さんとか司法書士さんというふうな中立的な立場というのは、第三者的な立場で物事を判断できる方ということで、今回推薦制というものが旧農業委員会等に関する法律では、基本が選挙によって選ばれる方が8名、そして農業協同組合、農業共済組合、市議

会推薦ということで3名の方が推薦枠ということでありました。その推薦枠が廃止されまして、それにかわるものとして市議会から推薦された方がいわゆる中立的な立場ということでの捉え方であったと思います。市議会推薦が新法になりまして削除されております。農業者とか農業者団体からの推薦は求めるというのは残りますけれども、推薦されたからといってそれを農業委員さんにしなければならないというところの文言はなくなっております。ということで市議会からの推薦にかわるものが弁護士さんであり司法書士さんというふうな利害関係のない方ということで捉えていただけたらと思います。

○山崎委員長 北地委員。

○北地委員 ありがとうございます。終わります。

○山崎委員長 他にございませんか。

大井委員。

○大井委員 今北地委員さんから聞かれましたので同じような質問だったんですけど、この法律をそもそもこういうふうに変えるというね、政府のほうで提出して国会で変えたというその一番大きな目的は何ですか。何でこれを変えなきゃいけなかったのか、法律が変わって条例改正になりますよね。そのもとを済みません、教えていただけませんか。

それから、先ほど北地委員さんの質問に対して議会のほうが中立的立場だからということだったんですけど、中立的な立場の推薦委員ですか専任委員ですか、それを農業委員と今度は農地利用最適化推進委員というトータルでは同じになるという意味だろうと思うんですけど、今までの農業委員会と今度農業委員さんの選任同意的なものを利用最適化推進委員さん、これによってどう変わるんですか。その基本を教えていただけませんか。

○山崎委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長併任農業委員会事務局長 今回の法律の改正の大きな目的についてですが、まず担い手農地を集約・集積していこうということで耕作放棄地の発生を防止していきましようということで、農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんを分けた目的というのは、農地利用最適化推進委員さんは主に現場のほうを担当していただいて、そこで先ほど申しました農地の集積・集約化、こちらのほうを主に担当していただこうと、そして農業委員さんのほうはこちらのほうは議決権を持ちますので、最適化推進委員さんから上がってきた御意見を参考に、最終的にいろんな決定をしていくような機関になってまいります。

農業委員さんの集積とか集約といった業務を全くしないわけではございません。比重が若干農地利用最適化推進委員さんのほうが現場のほうが高くなるというようなことになってまいります。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 ちょっと余り形が見えてこないんですけど、この農地利用最適化推進委員さん、費用弁償ですか、報酬2万6,700円と書いてますよね。これは今まではおられなかったんですよ。新たにつくられるわけですよ。この方というのは今ここの参考条文に書いてある第18条に該当するだろうと思うんですよ。法律抜粋。農業委員さんとこの最適化推進委員さん、何で全部農業委員でなく最適化推進委員をつくらなきゃいけないのか。そこ

がよく見えてこないんですよ。全部農業委員じゃまずいんですよ。最適化推進委員も要るわけですよ、法律が変わって。要らないんですか、これ。その辺がちょっとよくわからない。この最適化推進委員というのは法律上必要な役職なんですか。全部を農業委員さんにしたらまずいんですか。今までどおり11名で。その辺がちょっとわからないので教えてください。

○山崎委員長 課長補佐兼農林水産振興係長。

○中川課長補佐兼農林水産振興係長 最適化委員さんを必ず置かなきゃいけないというよりも、今回の改正で一番求められているものが先ほど課長からも説明させていただきましたけども、耕作放棄地を防ぐ、あるいは農地の集積、担い手への橋渡し、いろんなものを考えたときに今までのぱっと見農業委員会としてはさほど大きな違いが見た目は出てこないんですけども、その中で役割を明確にすることによって適正化委員さんには現場で主に仕事をしてもらい、それ以外の方にはもちろん今までも同じように仕事はあったんですけども、仕事を明確化することで今までもやらなきゃいけなかったことをより効率よくやりたいというのが法の趣旨ですので、大竹市のほうでも最適化委員さんを置くことにしました。

置かなければならないんですけど、法の趣旨としては最適化委員さんと農業委員さんで仕事を明確にするということで、恐らく見た目はさほど変わりがないんですけども、今までの農業委員会のままでは何か変化が起きるわけではないので、今まで以上に頑張ってくださいということも変わりばえしないので、現場でやる人、審議を主にする人という明確化を図るところに目的の1つがあります。以上です。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 よくわかりましたと言いたいです。相当わかりました。それで、最後ですから。耕作放棄地を減少したいと言っても現状はどんどんふえてる状態だろうと思うんですよ。恐らく3年、5年たつにつれて耕作放棄地はふえるばかりだろうと。要するに担い手は少なくなってくると。この法律改正によって、大体法律をつくる時というのは、そういうふうにちゃんとした目標とかそういう計画とか持って法律とか条例とかつくるんですけど、実際現状というのは恐らくここ数年間でも耕作放棄地は多分ふえてるだろうと思いますし、また5年、10年後には多分耕作放棄地はふえていくだろうと思います。わかりませんが、私が見る限り。それを少なくしたいという目的なら今回の法改正によって、ちゃんとその結果を出していただきたいなと思いますよね。当然先ほど係長が答弁していただいたように、現場に行って現場をよく見てそういうものを農業委員会にどんどん出してくるという推進委員さんですね、そういう方には頑張っていていただいて耕作放棄地が私はもう今の現状を見てたら、自分栗谷出身ですけど、どんどんどんどんふえるばかりだろうと思ってますんでね、それをできるだけ少なくするということはよくわかるんですけど、そうは言ってもなかなかUターンとかIターンとか、そういう状況がありませんし、学校も廃校とかね、また小学校のほうも閉校とかというような方向に向かっていく中で、なかなか次の担い手がないような状態だろうと思いますんで、放棄地はふえてくるんじゃないかなと、その辺を危惧しとるんですけどね、だけこの法改正によってそれが少しでも歯どめになればと思っております。何か答弁があれば言ってください。以上で終わります。

○山崎委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長併任農業委員会事務局長 大井委員おっしゃられたとおり、どうしても担い手というものがだんだん少なくなってきております。それに少しでも菌どめをかけようというのが今回の法改正、条例制定の趣旨でございまして、そういう耕作放棄地等が出ましても次へバトンタッチできるような体制をこちらのほうでそういうふうを探してくるとかそういったような体制をつくりながら、そういう耕作放棄地の拡大を防いでいくということで農業委員会職員一同頑張ってまいりたいというふうに考えております。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。

網谷委員。

○網谷委員 済みません。今までの質問と関連なのですが、農業委員の定数が9名となってそれから最適化推進委員の方が2名ということになって分かれとるんですが、最適化推進委員というのは農業の経験者というそういう方を選ばれてるんですか。ちょっと確認だけ。やっぱり詳しい方が推進するほうがいいんじゃないのと単純に思いましてちょっとお願いします。

○山崎委員長 農業委員会事務局主幹。

○住田農業委員会事務局主幹兼農地係長 推進委員になられる方ですが、農地を実際に耕しとる方とか農地をお持ちである方ということをお願いしていきたいというふうに思っております。以上です。

○山崎委員長 他にございませんか。

ないようでございますので以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 討論なしと認めます。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第14号大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましても本会議場で提案説明がございましたが、補足説明がありましたらお願いします。

総務部長。

○政岡総務部長 特にございません。

○山崎委員長 補足説明がないようでございますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

北地委員。

○北地委員 確認事項と言いますか、2点だけお願いします。今回の引き上げ理由ですよね、ちょっと調べたんですけどいろいろわからないところがあったんですけども、消費税の引き

上げとかいうことも書かれてあったんですけども、今回の引き上げの理由と実際の国との値段の差、値段と言うんですか単価の差、これがどのくらいあるのか、一緒なのか準ずるということになっとるんですけども、どれくらいの差があるのかちょっとその辺をお教え願いたいと思いますのでよろしくお願いします。

○山崎委員長 三浦選挙管理委員会事務局長補佐。

○三浦選挙管理委員会事務局長補佐兼選挙係長 ありがとうございます。2点の御質問でございます。まず1点目、引き上げの理由なんですけども、このたび国のほうの基準額が変わりました。国のほうは3年に1度ほど参議院選挙の年に改正するというのを例としております。平成28年4月に国のほうの単価の基準額が変わったわけなんですけども、その理由が平成26年のときの消費税の増額と5%から8%に上がったものを踏まえて平成28年の4月に国が単価を変えております。

それともう1点、国との単価の違いなんですけども、ハイヤーのほう国との単価が6万4,500円でございます。大竹市のほうは3万5,860円、それとポスターの企画費、こちらのほう国とのほう31万500円、大竹市のほう10万3,500円ということで、3分の1を見ております。ハイヤーのほうはレンタカーの各経費を足したものと同額ということにしております。以上でございます。

○北地委員 ありがとうございます。

○山崎委員長 他にございませんか。

大井委員。

○大井委員 済みません。1点だけ。先ほどの農業委員会もそうですし、今回のこれもそうですけど、法改正によって変わるということで通達が来るんでしょうけど、これは国が一方的にこういう金額にきなさいと来るわけですか。例えば(2)の選挙用運動ビラの作成の公費負担限度額の引き上げ、(市長選挙だけ)と書いてありますね。これ市議会には該当しないわけですよね。先ほどの農業委員会にしてもこれにしても法律が変わり条例をつくるときには、こういうサンプルと言いますか見本と言いますかマニュアルと言いますか、そういうもの送ってきてこういうものでやりなさいねと言ったときに、一部大竹市の考え方が入るのかどうなのか。入るとしたら例えば2番目の選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額の引き上げ、市長選挙と書いてあるんですけど、市議会議員には該当しない、なぜ該当しないのか、市長選挙だけなのかね、その辺は国から来てこうきなさいと言われるからこうしただけなのか、大竹市の中で検討してこういうものになったのか、その辺がちょっとわからないので教えていただきたいなと思います。

○山崎委員長 選挙管理委員会事務局長補佐。

○三浦選挙管理委員会事務局長補佐兼選挙係長 単価につきましては、国の基準を踏まえてということで市で決めることができるんですけども、先ほど言われました市長の市長選挙用のビラにつきましては、公職選挙法の中で市長の選挙について条例で定める中で決めることができるということで、市議選についてはビラのほうは公選法上認められていないということになっております。以上です。

○山崎委員長 他にございませんか。

それではないようでございますので以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 討論なしと認めます。

それでは本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして日程第3、議案第15号大竹市附属機関設置に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましても本会議場で提案説明がございましたが、補足説明がございますか。総務部長。

○政岡総務部長 特にございません。

○山崎委員長 補足説明がないようでございますので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○網谷副委員長 委員長どうぞ。

○山崎委員 マイナンバー制度がスタートしまして、ことしの申告からいろいろ利用されているようございますが、実はこのマイナンバー制度を一旦各家庭に送られたものが何らかの理由で受け取れなかったと、あるいは施設に入っておられたとかいうようなことで本人のところに行かなくて返ってきたものがあるんだと思うんですが、これの処置は各自治体で保管しときなさいということだったかと思うんですけども、実際に大竹市にどれぐらい返却されたのか、保管されておるのか、今後このものが保管されておるとすればどういうふうになるのか、全部全て行き渡ってるのか、返ってきた分についてはもう廃棄したとかその辺の経過をお伺いしたいのと、もう1点は、マイナンバーのカードを申請された事業者、現時点でどれぐらいあるのかということをお伺いします。

○網谷副委員長 どうぞ。

○豊原市民税務課長 済みません。データがちょっと古いんで申しわけないんですけども、昨年8月末時点における通知カードの状況というのがございます。市役所へ返戻されたものが858件あって、その中で最終的に未受け取りであったものが168件ございました。ただ昨年8月の状況ですので多分かなり状況は変わっているということで、今持っているデータはこういうことですので御了承いただきたいというふうに思います。

それとマイナンバーカードの発行の状況でございます。平成28年12月31日現在の状況でございますけれども、大竹市におきましては3,029の申請件数がございます。実際に交付したのは2,544枚、交付率は84%というふうになっております。以上でございます。

○網谷副委員長 山崎委員長。

○山崎委員 ありがとうございます。データが少し古いということではありますが、結局この部分については市のほうで保管してらっしゃるということなんですよ。今後これはどういうふうになるのかという部分を1つお願いします。引き続き保管されるのか国に返され

るのか廃棄されるのかいろいろ方法があるんだろうと思うんですが、その辺のところ、それからマイナンバーカードの発行が2,544で申請が3,000ということですが、これはタイムラグでこういう数字になっとなるのでしょうか。そこのところお願いします。

○網谷副委員長 どうぞ。

○佐伯市民税務課課長補佐兼戸籍住民係長 市民税務課戸籍住民係長の佐伯と申します。マイナンバーの通知カードの受け取りをされていない分につきましては、市のほうで保管しておりまして、連絡がある都度受け取りに来ていただいております。国のほうでも当面の間保管してくださいということなので、今のところ廃棄とかするという予定はありません。

タイムラグがある点につきましては、まずマイナンバーの写真付きのカードを申請されて国の機構のほうでつくって、それから送られたり市に来てから市から本人に通知してカードを受け取ってもらうということでタイムラグがあるので、申請している件数と、今1カ月から1カ月半はかかると思うんですが、その間のタイムラグで受け取りと申請がずれているということでございます。以上です。

○山崎委員長 ありがとうございます。

○網谷副委員長 よろしいですか。

○山崎委員長 他に質疑はございませんね。

それでは以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

それでは、本件につきましては原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして日程第4、議案第16号大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

本件についても本会議場で提案説明がございましたが、補足説明がございますか。

総務部長。

○政岡総務部長 特にありません。

○山崎委員長 補足説明がないようでございます。それではこれより質疑に入りたいと思います。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑がないようでございます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 討論なしと認めます。

それでは本件を原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第18号大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について補足説明がございますか。

総務部長。

○政岡総務部長 特にございません。

○山崎委員長 補足説明がないようでございますので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 討論なしと認めます。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第19号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について本会議場で提案説明がございましたが、補足説明がありましたらお願いします。

総務部長。

○政岡総務部長 本件につきましては若干の補足説明をさせていただきたいと思えます。

初めに育児休業でございますが、職員が3歳に満たない子供を養育する場合、3歳まで育児休業、育休を取ることができるという制度がございます。その間に2人目の子供を授かったときには、そこからまた3歳までということになりますので、初めの子の残りの期間というのは取り消しになるということがあります。万が一途中で子供が亡くなられた場合とか、その子を養子に出したりというときには、その子を養育する必要がなくなりますので、その後の期間が取り消しになります。その取り消しになったときに初めの子の場合の3歳までというものが2歳の子ができたときに取り消しになっていますので、それを復活するという仕組みがございます。そういう仕組みの中に子の死亡の場合、養子縁組に出した場合ということを今まで制度としてあったわけですが、新しく特別養子縁組の申請をしていたが調わなかった場合、里親として預かっていたけど里親契約がなくなって子供がいなくなった場合、こういうものを含めましょと、これが1つでございます。

もう1つは部分休業でございますが、小学校に入学するまでの間、2時間の範囲内で部分休業ができると、こういう制度が現在ございます。育児の場合、例えば昼の2時に授乳をする必要があるというようなことで、育児時間として30分ほど休暇時間を取ることがで

きると、でもそれはその部分休業の2時間の中に入りますよという、これが今の制度でございますが、新しく介護時間という制度ができましたので、介護時間におきましてもその2時間の中に入りますというのが今回の条例の改正の趣旨でございます。以上です。

○山崎委員長 ありがとうございます。それでは本件に対する質疑を求めます。質疑はありませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 改正の内容はよくわかりました。これまでこの育児休業を活用してる方々からの評判というか、もうちょっとこうしたらいいんじゃないか。実際使っている皆さん方にとって使い勝手はいかがですかね。

○山崎委員長 主幹。

○中村総務課主幹兼職員秘書係長 制度そのものにつきましては有効に活用していただいているというところでございますが、繁忙期などはやはり取り消しをして勤務してるという実態があります。そういう場合、できるだけ職員の方に配慮をお願いしますということで所属のほうにはお願いしておるところですけれども、時期によってはなかなかそれも厳しという実態がございます。以上でございます。

○山崎委員長 ありがとうございます。他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。続きまして討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして日程第7、議案第25号指定金融機関の指定更新についてを議題としたいと思います。

本件につきましても本会議場で提案説明がございましたが、補足説明がございますか。
総務部長。

○政岡総務部長 特にございません。

○山崎委員長 補足説明がないようでございますので、これより質疑に入ります。質疑はございますか。

西村委員。

○西村委員 午前中総務部長のほうから御説明いただきました。改めて確認させていただきたいんですが、指定金融機関、押しなべて市の金融機関は地元金融機関なんですが、大竹市の場合は先輩諸氏今までの努力で県外の金融機関が指定されております。別にこれどうこういうことじゃないんですが、指定基準があるのかということが1点。

そして指定金融機関に決定するという事は、他の地元の金融機関とのメリットがあるのか。そういう意味も一般の企業の捉え方で見れば何か他の金融機関との格差があるから決めましたと。先ほど総務部長言われましたが、52年間事故がない、非常にいいことなんです。あつてはいけんことなんです、そういう意味でも県外の金融機関を決めたという率直な気持ちで、どういうことでこういう基準で決めたのか1つだけ質問いたします。以上でございます。

○山崎委員長 答弁を求めます。

○林会計管理者兼会計課長 市の指定金融機関、こちらのほう一応県外の金融機関を指定しているということで、そういう基準があるのだろうかということですが、これは別に市内にある金融機関、市外にある金融機関、そういったことでの制限はございません。そして一応こちらのほう四国銀行が指定されましたのが昭和39年、東京オリンピックが開かれた年でございますが、このときにもともと県外にあったわけではなく、大竹市内に支店も有していたという金融機関でございます。そういう中で選ばれて、それ以来52年ですか、今日まで大過なく来ているというものでございます。そして他の金融機関との関係でございますが、一応市の収入支出、こちらのほう全般にわたって市の指定金融機関としての任務を持ってもらっている。そのほか金融機関といたしましては市の代理金融機関、指定代理金融機関としてほかにも広銀を初めとした4行、そのほか収納のみを代理する指定収納代理金融機関、こちらのほうが労金、山口銀行とかを初めといたしました5行を指定しているというものでございます。一応この10行に基づきまして市の金融関係を指定して業務を行ってもらっているというところでございます。以上です。

○山崎委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。10行のうちの9行が第2の補助金融機関ということで内容がわかりました。

もう1つは四国銀行が県外に出たのは大竹が初めてなんです。そういう歴史ある金融機関を指定されとるのでぜひとも今後ともまた事故のないように継続してやっていただければという思います。ありがとうございます。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして日程第8、議案第28号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてを議題

としたいと思います。

本会議場での説明がございましたが補足説明がございましたか。

総務部長。

○政岡総務部長 特にございません。

○山崎委員長 それではこれより質疑に入ります。質疑はございませんか。

西村委員。

○西村委員 指定管理者について、提案理由が管理条例に基づく運営管理とありますが、先ほど地元議員の大井委員さんも言われましたように栗谷、中山間地域が非常に耕作放棄地も出てくるし農業者も減ってくるということで、これらの指定管理者にそういう利活用いか、販売促進等絡むような条件はついとるんですかね。そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○山崎委員長 答弁をお願いします。

総務部長。

○政岡総務部長 マロンの里におきましては給食の地産地消の取り組み等、その結果が耕作放棄地がふえないようにというそういう実績も上げてるわけですけど、仕様と申しますか、仕様の中にそういう言葉が入っているかどうか確認を、質問はそういう趣旨だというふうに理解しましてちょっと御時間いただけたら。

マロンの里の指定管理につきまして管理の運営ということで販売促進というようなことを具体的には約束しておりません。お願いしてません。ただし、JAさん自身、管理運営の中でやはり売り上げを伸ばさなきゃいけないとか、そういうところで近隣の農家の方とも一緒になって、その辺の取り組みはされております。以上です。

○山崎委員長 西村委員。

○西村委員 営農指導とかそういうことも皆含まれとるんですかね。率直な質問なんですが。

○政岡総務部長 営農指導とかその部分は含まれてません。ただ、マロンの里の交流館でJAさんが独自に営農指導をされることはあります。以上です。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 マロンの里の活用については12月議会でも同僚議員さんが温浴施設をどうかというふうなアイデアも出しておられました。今回は指定管理の関係ですから、そちら側のほうから伺いたいんですけども、マロンの里そのものに火が使える場所、野外炊飯やバーベキューなどですね、そういったところで人を呼べないかなというのを少し思いました。マロンの里の中で炭とか薪の販売につながって、薪を売れるようになれば、それこそ里山の再生というところであれば、下刈りなどしたそういったものも販売できていったいいサイクルになるかなというふうな思いもあるわけです。ただ、先方のほうでそういった火の管理というのができるのかどうかというところが大きな最初のハードルですので、ちょっとそのあたりをまず伺いたいところです。お願いします。

○山崎委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長併任農業委員会事務局長 野外炊飯の件でございますけれども、実際芝生広場のほうでは火の取り扱いのほうは御遠慮いただいております。以前備品として、備

品といいますか消耗品になるかと思うんですが、そういった炭火でバーベキューをやるのかというような道具はそろえたことがあるらしいんですけども、実際火の管理の難しさと、あとどうしても金網等がすぐ傷んでしまうというようなことで実際には現在は営業等はやっていないような状況です。確かにその辺の火の管理が十分できるのであれば委員さんおっしゃいましたような里山再生につながるような薪のそういった利用もできるのではないかというふうには思いますけれども、今後のまたマロンの里の活性化について地元と一緒に考えていきたいというふうに思っております。

○山崎委員長 議事の都合により暫時休憩します。

13時59分 休憩

14時00分 再開

○山崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第28号の質疑を続行中でございます。

寺岡委員。

○寺岡委員 前向きな御答弁をどうもありがとうございます。やり方はいろいろあると思いますけれども、そういった整備をするのかどうかというところから考えないといけないかなと思います。広場のほうでできる可能性も探れますし、れんがを組んでそれなりのものをつくれば一区画幾らあたりと、利用料のほうもまた収支につながるかなとも思います。

マロンの里の臨時駐車場に砂利が敷いてあるところがありますけど、芝生広場の県道側のほう、県道になるのかな、道路側のほうに臨時駐車場がよく使われているところがあると思うんですが、あそこだったら芝生への延焼というところも避けられると思うんですが、あそこ今マロンの里の土地ではないんですかね。どうでしょう。

○山崎委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長併任農業委員会事務局長 臨時駐車場のほうの土地につきましては、個人の方からお借りしているところでございます。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 どうもありがとうございます。1つの集客の材料になると思いますので、また今後御検討をぜひよろしくお願いいたします。終わります。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。

北地委員。

○北地委員 バーベキューとかそういったアイデアもいいんですが、私としてはドッグランをつくってもらいたいんですが、検討をひとつよろしくお願いします。

それはさておきまして、今決算期でも何でもないのであれですけども、ざっくりとした経営状況ですね、それが今どのような状況にあるのかちょっとお教え願いたいと思います。

○山崎委員長 中川産業振興課長。

○中川産業振興課長併任農業委員会事務局長 平成27年度の決算しか今持っておりませんが、全体マロンの里の売り上げ収入が約4,000万円、そして市からの管理委託料、イベント委託費等が約800万円、その他のちょっとした収益が90万円ということで合計4,830万円ぐらいの歳入があります。これに対する歳出も当然出てきておまして、いろいろと

諸経費、人件費、支払費用等、支払いますとほんときりぎりかJAさんのほうにその辺の努力をしていただいて埋めていただいておりますというような状況でございます。

○山崎委員長 北地委員。

○北地委員 いわゆるとんとんでいっとるというような理解でいいかと思うんですけども、そういった中でこの案件は毎年契約更新といいますか出てくるわけなんですけども、これを例えば3年とかそういったオーダーで延ばす、指定期間を3年ぐらいに延ばすとか、中長期的なことを考えればそれぐらいの指定期間はできないのかなと思うんですけども、この辺はいかがでしょうか。

○山崎委員長 中川産業振興課長。

○中川産業振興課長併任農業委員会事務局長 3年とかいう指定管理というのも当然考えていきたいところではございますけれども、どうしても人件費、年々今最低賃金が上がっております。ということでJAさんのほうもその辺のやりくりが大変難しいような状況で、3年での契約にさせていただきたいというような過去から申し入れがございまして、今のところ1年ごとの更新ということでさせていただいております。確かに3年でやれば長期的な見通しが出てくることもあろうかと思いますが、先方さんからの御希望でそういうことにさせていただいております。

○山崎委員長 北地委員。

○北地委員 ありがとうございます。JAさんも多分リスク管理の中ではそういう言い方なんでしょうけども、よくよく協議していただいて、できたらそういうほうがまだ先行きが見通せるんじゃないかと思っておりますので、よく協議していただいたらと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。委員長を交代します。

○網谷副委員長 それでは日程第9、議案第26号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

大竹市議会委員会条例第17条の規定により山崎委員長が退席しております。私副委員長網谷が議事進行を行いますのでよろしくお願いいたします。

本件につきましては本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればよろしくお願いいたします。

総務部長。

○政岡総務部長 特にございませぬ。

○網谷副委員長 それでは本件に対する質疑をお願いいたします。

大井委員。

○大井委員 私実際に見たわけじゃないんですけど、複数の方から冬場、12月とか1月、2月ごろにこの休憩所、定休日は水曜日だと思うんですけど、閉まっておるという話を聞いたんですけど、これは閉めておられるんですか。現状どうなっておるのか教えてください。

○網谷副委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長併任農業委員会事務局長 冬季において通常営業は開設はしております。年末年始の休館日、それと毎週水曜日の休館日、これは変わっておりませぬ。

○網谷副委員長 大井委員。

○大井委員 私複数の人から聞いたんですけど、行ったときに閉まっておったと。そういう問い合わせはありませんでしたか。先ほど言われましたように年末年始については27日か何かから休みですよ。それから水曜日が毎週休みとなってますけども、冬季12月、1月、2月ごろに行かれた方が行っておったら、今の定休日以外の日が閉まっておったんだということ聞いたんですけど、そういう事実はありませんか。

○網谷副委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長併任農業委員会事務局長 そういう連絡をいただいたこともございませぬし、我々は定休日以外はいているものというふうに思っております。

○網谷副委員長 他に質疑はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷副委員長 質疑がございませぬということで、以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。本件に対する討論はございませぬか。

討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷副委員長 異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは暫時休憩いたします。

14時10分 休憩

14時12分 再開

○山崎委員長 それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第10、議案第31号平成28年度大竹市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本会議場で提案説明がございましたが、補足説明がございませぬか。

総務部長。

○政岡総務部長 特にございませぬ。よろしくお願ひします。

○山崎委員長 補足説明がないようでございますので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

大井委員。

○大井委員 今回は決算整理だと思うんですが、旧小方公民館跡の（仮称）地域福祉会館整備事業補正後が2億8,400万ちょっと。これの進捗状況、今図面書いておられるのかどうい状態なのかよくわかりませんので、その辺を教えていただきたいのと、それから最終的に地域住民が使える面積、これが今までの小方公民館と比べて何割ぐらい狭くなったのかということ、それから開票所ということも前私ちょっと決算委員会で質問したことがあるんですけど、今まではあそこ投開票所にしておりましたですね。それは決められたのかどうなのかということと、それからこの補正でやらなきゃいけなかったということは、図面ができて予算総額が出とるわけですよ、2億幾ら。これは追加議案で契約議案が1億5,000万超えたら議会かけなきゃいけませんね。それが出てくるのかどうなのか。いつごろ出てくるのか。進捗状況と含めてだと思うんですが、スケジュール、その辺につきまして御答弁お願いいたします。

○山崎委員長 どうぞ。

○中司都市計画課長 地域福祉会館の進捗状況でございます。現在、実施設計を行っている段階でございまして、建築確認申請業務を含め業務は6月末日ごろまでかかる見込みとなっております。あと工事の発注時期ですけども、夏以降9月ごろを予定しております。今回挙げております工事費でございますけども、これはあくまで基本設計に基づく施設全体での概算による工事費を挙げておるものでございます。以上です。

○山崎委員長 総務課長。

○吉岡総務課長併任選挙管理委員会事務局長 開票所についての御質問ございましたので私のほうからお答えさせていただきます。

以前もお答えさせていただきましたけれども、開票所につきましては選挙の都度指定するというようにしておりますので、実際のお知らせは選挙の広報等するときにお知らせさせていただこうというふうに思っております。実際今そうは言いましても、どこでやるかというのはあらかじめいろいろ検討しておかなければなりませんので、今のところ駐車場等の確保の点を考えまして小方学園の講堂等どうだろうということ今検討しているところでございます。以上でございます。

○山崎委員長 企画財政課長。

○三原企画財政課長 事業費でございますが、なぜ補正に挙げているかということでございます。財源を緊急防災県債事業債、ここに求めようとしております。この地方債なんですけども、もともと28年度限りで終了するという前提がありましたので、それを前提に県と協議を今まで進めておりました。最終的には32年度まで延長するというにはなったんですけど、これまで協議を進めておりましたので今回提出させていただいてます。

○山崎委員長 もう1点あったと思います。

生涯学習課長。

○橋村生涯学習課長 （仮称）地域福祉会館に変われば本来の以前の小方公民館部分と面積

がどのくらい減るかということでございますけれども、小方公民館部分の2階の部分の共用部分、エレベーター室であるとかトイレは除きまして共用部分の部屋の面積というのは変わりません。ただ、一部増築されるので以前公民館であった1階の部分の市民の皆さんが使える部屋の面積に比べたら、1階の部分の従前の面積の半分ぐらいが減るといふふうに考えていただいたらというふうに思います。はっきり何平米減るといふのは申し上げられませんけれども、ちょっと私その合計数字持ってないんで申しわけございませんが、1階の部分の旧小方公民館の使用可能面積の半分ぐらいが減るといふふうに考えていただいたらと思っております。以上です。

○山崎委員長 総務部長。

○政岡総務部長 先ほどの説明の中で着工が9月ごろというふうな言い方があったかと思いますが、委員のほうで議会の議決がということでございました。9月議会の議決では間に合わないということで、6月から9月ぐらいの間にまた議事に諮らせていただく機会をいただく必要があるのかなというふうに考えております。これはまだ今からの協議でございます。以上です。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 大体いただいたようですけど、まず今の総務部長の答弁で、ということは分離発注かトータル的な発注なのかよくわかりませんが、来年の3月ですかね、時期的なスケジュールというのがあるから、それに基づけば9月議会ではひよっとしたら遅くなるだろうから、6月議会では間に合わないかもわからないから、ひよっとしたら臨時議会をしていただくかもわからないと、契約1億5,000万のということですね。それはよくわかりました。

もう1点、私がさっき小方公民館のことを聞いたのは、公民館部分じゃなしに公民館は体育館も含めて公民館ですよ。それも含めて何割ぐらい減ったのかお聞きしたいんです。2階と1階というのはある程度わかるんです。1階部分にシルバーさんが全部入る、それから2階を使ってください、地域の皆様と。100平米ぐらいを増築しますということですよ。だけど体育館部分を含めてトータルでは地域の皆さんが使う体育館も含めて何割ぐらい使用面積が減るような計算になるのか、そこを教えてください。

○山崎委員長 生涯学習課長。

○橋村生涯学習課長 全ての部分で面積が何割といふとなかなか答えづらいんで、体育館の部分は実際に体育館の使用面積807平米というのが全くなくなります。そこにあった事務室であるとか共用部分等が一部入ってない部分がありますので、807平米という体育館の床面積、これ自体はなくなります。体育館全てで807平米、これは全て壊しましたんで、これはもうございません。それと後の全体面積が延べ床面積ではわかるんですが、それは共用部分があつたり倉庫があつたり床面積の計算の仕方が違つたりということがありますんで、何割といふのはちょっと申しわけございませんがお答えできません。その中で体育館部分全てで807平米ぐらい、もう少し多いんですけども、それが全てなくなるということと、先ほど私申し上げましたように、2階はそのまま残ります。そして一部増築されますので先ほど言いました1階の部屋がプラスが減っていくということでございますので

どうかよろしく願いいたします。

○山崎委員長 大井委員いかがですか。

○大井委員 今図面を描いておられるということですが、最終的に委員会のほうに詳細図とか前のと比較したようなものを御報告いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○山崎委員長 どうでしょうか。いずれ議案として出されるわけですから、決まった段階で議会のほうに提示していただけますでしょうか。

副市長。

○太田副市長 ちょっと申しわけございません。それは図面を出すことは約束でございます。出すべきだと思っておるんですが、契約議決の場合、今度は総務文教委員会じゃなしに生活のほうに契約議決がかかる案件になってくると思いますんで、その辺の調整を少し考えさせてもらいます。生活環境委員会のほうが優先されるような契約議決になってきますんでよろしく願いします。出すことについては何の問題もないと考えております。

○山崎委員長 ただいまの説明で大井委員さん、よろしいですか。

ありがとうございます。それでは整理ができましたらよろしく願いいたします。

他に質疑はございませんか。

北地委員。

○北地委員 いろいろとあるんでございますけども、まず歳入のほうの79ページ、借換債でございませぬ。財政のほうもいろいろな努力をされながら有利な方向でということでの借換債だと思っておりますけども、この状況と申しますか、何年償還なのか、利率がどのぐらい変化していくのか、多分利率が違うから借りかえていくんだらうと思っておりますけども、当初の利率とか現在の利率、今後どれぐらいの利率でまた入札されるのか、それをちょっと教えていただければと思います。

それから82ページ、介護施設整備等が約3,400万の減額になってるんですけども、これは施設が予定より減ってきたというような話なのか、その辺をちょっと教えてください。

それから施設型給付事業2,200万程度の増額となっておりますが、これは児童数に対して補助が出るやつだらうと思っておりますけども、子供の数ふえていっているというような話なのか、その辺の状況を教えてください。

それから養殖関係の話ですが、養殖漁業技術開発支援、ことしで4年間でしたかね、事業が最終年度ということになりますけども、事業の成果の評価と申しますか、それと今後の課題というのが販路拡大が問題になってくると思っておりますけども、今の現状どのようになっているのかというところ。

それから工事関係になるんですけど、防鹿トンネルとか栄橋、以前質問したときに今年度で終了年度というようなことで聞いとったと思っておりますけども、ちょっと現場を見るとなかなか完成形にはなりそうにないような感じになつてくるんですけど、その辺の状況を教えてください。

それから立戸の急傾斜も手つかずになっておりますけども、この辺の状況を教えていただければと思います。

それと87ページですか、消防力の強化というのがございますけども、12月にも1回補正が出たということで質問させていただいたんですけども、再度1,000万程度の補正が出るわけなんですけども、何がまた大きく変わってきたのか、その辺の状況を教えてください。以上です。

○山崎委員長 できるところからお願いします。

総務部長。

○政岡総務部長 起債の借りかえでございますけど、現行の借入利率は1.76%のものをこのたび借りかえようとするものでございます。最近のニュースでちょっと金利が上がりぎみというニュース流れてくるところがちょっと怖いところであるわけなんですけど、0.5%以下にはというような思いを持って新たに入札といいますか、見積もり入札をしようと考えております。ただこれは相手がおることですので、思いはそういうことです。よろしくお願いします。

○山崎委員長 佐伯主幹。

○佐伯保険介護課主幹兼介護高齢者係長 2点目だったと思いますけど、介護施設の補助金の減額について説明いたします。これにつきましては第6期の介護保険事業計画において平成27年度から29年度の間、認知症グループホーム1カ所、それから小規模多機能型居宅介護1カ所、これを整備するに当たって補助金を用意するというので準備をしておったんですが、この補助金の内訳として施設整備の補助金、これが3,200万円用意しております。それから開設準備といまして備品購入とかに要する経費を62万1,000掛ける定数分用意しておりましたが、先ほど申しました2つの施設のうちの1カ所、認知症グループホームにつきましては現在松ヶ原町において整備の計画中でございますが、こちらについて事業者のほうから3,200万円の施設整備の補助金を辞退するという申し出がありましたので、そちらの執行が必要なくなったということで減額したのが主な理由でございます。以上でございます。

○山崎委員長 消防課長。

○池田消防本部消防課長 最後の質問でございます。このたびの補正でございますが、まず1点目といたしまして黒川第2公園の防火水槽設置工事に着手いたしましたところ、1月に矢板を打ち始めましたけれど、矢板が計画どおりの深さまで打ち込めない状態になりました。そのための対応策の検討を行ってきたわけでございますが、その結果、工法を変更して設置事業を進めることとなり追加の工事が必要となったものでございます。この関係で720万円増額ということになっております。

それともう1点、小方公民館に設置しております防火水槽を撤去する必要性が生じておりますが、当初小方公民館解体に伴う一連の工事ということで、小方公民館大ホール解体の工事に防火水槽撤去工事も組み入れておったわけでございますが、代替え設置であります黒川第2公園の防火水槽の設置工事がおくれたことによりまして、年度内に撤去することができなくなり、小方公民館大ホール解体工事費から組み替えさせていただき、改めて防火水槽撤去につきまして費用を計上しておるものでございます。この撤去工事に約300万ということになっております。以上です。

○山崎委員長 どうぞ。

○井上福祉課課長補佐兼児童係長 施設型給付費等の補正予算につきまして説明いたします。国の基準によります私立の保育所などに対する財政措置といたしまして、施設型給付費等を2,220万円の歳出補正予算を計上させていただいております。施設型給付費等の主な内訳といたしましては、子ども・子育て支援新制度に参加しております幼稚園や認定こども園に対する施設型給付費、そして市内外私立の保育所や市外の公立保育所に対する委託費となっております。この増額の主な理由なんです、子ども・子育て支援制度がスタートして以来、保育所入所児童数が増加傾向にあることが主な要因となっております。その中でも国が定める給付単価の高い3歳未満児の受け入れが特に増加しておりますので、これが当初の予想を大きく上回る施設型給付費等の支出が必要になりました。またその他の要因といたしましても、人事院勧告による国家公務員の給与改定などに伴いまして施設型給付費の給付単価の増額改定が行われたということもございます。以上です。

○山崎委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長併任農業委員会事務局長 養殖ハマチの成果の評価、それと販路拡大の現状についてお答えいたしたいと思います。この事業、平成25年度からスタートいたしまして、ことしでちょうど最終年、4年を迎えます。現在こちらのほうで予定しておる総支出額は約7,150万円程度になろうかと思っております。これまで高知大学に委託しながらフルーツ魚の開発ということで香りは当然として肉質改善も目指しながらやってきて、市内・県外いろいろなところでPRを重ねてまいりました。その成果もあったとは思いますが、漁業者の方大変熱心に取り組んでいただきまして、また対岸の玖波漁協さんのほうでも販売のほうに御協力いただきまして、かなりの範囲であたつたハマチtoレモンというブランドが確立していったんではないかというふうに思っております。現在では、昨年12月から始まったんですが、ハマ金と言いまして金曜日に市内の飲食店・魚屋さんのほうでハマチを取り扱っていただくという日を決めまして現在まで続いております。それからまた月1回大竹水産GOGO市、これ毎月第3土曜日、玖波漁協さんのほうで開くやつですが、これは阿多田漁協さんと玖波漁協さんが共同で鮮魚・活魚の販売をされております。その中にあたつたハマチtoレモンもブロックで販売させていただいたり、試食のほうも提供させていただいております。かなりの人が来られて購入のほうをされております。

そのほか、いろんな広島市とか山口県のほうの飲食店のほうにも定期的取引があるような状態でございます。またJAの佐伯中央さんを初めJA系の広島中央とかそちらのほうでも取引をいただいております。また今後の展開になってくるわけですが、阿多田島漁協さんのほうの養殖部会というのがございます。そちらのほうといろいろとお話をさせていただきながら今後の取り組みについて協議させていただいて、かなりの養殖業者さんのほうが御興味を示していただいとるというようなお話もいただいておりますので、そちらのほうのルートも通じながら販路の拡大を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○山崎委員長 どうぞ。

○山田課長補佐兼工務係長 土木課工務係の山田です。県営事業負担金の関係で防鹿トンネ

ル、それから立戸C地区の急傾斜事業、それから国の事業でございますが、栄橋の改築事業に関しまして知っている範囲について説明させていただきます。

防鹿トンネルでございます。防鹿トンネルは現在西口、栗谷方面のところ、片側交互通行して供用開始しているところでございますが、県のほうの説明によりますと、この工事が来年の夏ぐらいまでかかるという見通しと聞いております。当面今の形態で片側通行での通行ということになると思われま。

続きまして立戸C地区急傾斜事業でございます。これにつきましては、今年度境界立会が終わった後に地権者の同意、それから急傾斜の指定、それから借地契約、この辺を行いまして、2月中旬に契約が行われ8月の末に工事が行われることになっています。工事の全体が立戸C地区が121メートル、のり面延長が121メートルに対しまして、今発注しておりますのが約60メートルぐらいの工事になります。工事全体の完了が一応平成32年度までの事業になると思えます。

手戻りになります。先ほど言い忘れた防鹿トンネルなんですが、ことしの夏までかかるということです。済みません。間違いました。

それから栄橋の工事でございます。ことし9月9日の生活環境委員協議会のほうで国のほうの方針として今年度末完成ということで説明させていただきましたが、先日国のほうに問い合わせたところ、3月の中旬に記者発表を行わせていただいて、いつ供用開始するかというのを発表ということだそうです。もうしばらくその報告を待ちたいと考えております。以上でございます。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。

西村委員。

○西村委員 86ページの土木費の中の都市計画、公園費についてちょっとお尋ねします。このたび補正で総額1,695万6,000円ほど減額されておりますが、その中にはさかえ公園が約930万、晴海公園が760万となっておりますが、大竹市内に実は58カ所公園がございまして、晴海公園あるいは栄町公園を除いて市内の街区の公園が53、それらが皆老朽化したトイレとか公園のフェンスとかあるいは出入り口とかいろいろなってきたので、こうした減額された費用がぜいたくを言えばそちらに回せられないのかなという思いと、これが無理でしたら次年度はそういうものも含めて特に行政言葉で言われます可処分費という部分がありまして、そういうものに充当できないのかなという思いもありますので、その点について質問いたします。以上であります。

○山崎委員長 都市計画課長。

○中司都市計画課長 今年度のさかえ公園と晴海臨海公園の減額のところですけれども、これにつきましては入札した結果の減額、あと一部工事の内容に変更があったということで減額しとるわけですが、この額を他の公園の補修工事に回すというのはできないということで、そういった公園に関する補修費については別途維持補修費ということで年間300万円から400万円組んでおりますので、それに対応していくということになります。来年も引き続きそういった公園の維持補修費については予算計上しておりますので、それに対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○山崎委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。300万という金額を言われまして53カ所あるんですので、総体的に考えたらもう少し来年度からは予算的に含みを持っていただきたいということを特にお願ひして終わります。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論はございませんので討論を打ち切ります。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

総務文教委員会をこれをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

14時43分 閉会